

第22期第22回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月5日(火) 14:30
- 2 開催場所 花びしホテル
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄
瀧川 久市、柴田 一、森 祐、、三上 浩、
山下 勉、佐々木治一、坂田 憲治、吉田 直樹、
山縣 光徳
欠席(若山 唯敏、高津 哲也)
- 4 臨席者 渡島管内さけ・ます増殖事業協会(渡島定置漁業協会) 専務理事(事務局) 柳元 孝二
渡島総合振興局 水産課長 有馬 一幸
漁業管理係長 高尾 力
技師 吉田 知樹
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議題 議案第1号: 定置漁業の免許申請について(答申)
議案第2号: 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等
について(答申)
議案第3号: 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量
の当初配分案について(答申)
- 7 報告事項 (1) 定置漁業権に係る資源状況等の報告について
- 8 その他

議 事

北 局 長

ただいまから第22期第22回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、何かとご多忙の中を各委員さんをはじめ、ご来賓の渡島管内増殖事業協会の柳元専務、渡島総合振興局からは、有馬課長さんを始め、関係者の皆様にご出席頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、いよいよ終盤を向かえております「秋さけ漁業」ですが、全道における秋さけ漁業の状況は、地域差はあるものの、11月20日現在の全道の数量は、約1920万尾で、昨年約65パーセント。

金額は、380億円の約60パーセントと昨年を大きく下回る状況となっております。

渡島管内においては、11月30日現在、約8万尾の漁獲で、昨年約24パーセント、金額では、約2億3千万円の約30パーセントとなり、平成以降で最も漁獲の少なかった、令和3年を更に下回る記録的な不漁となっております。

このような中、増殖用種卵の確保についても厳しい状況にあることから、沿岸では、自主的に網上げし、河川での親魚確保を促す取組を行うとともに、増協さんにおいては、他管内からの種卵の移植についても検討しているとのことでございます。

改めて、皆様方のご努力に敬意を表するとともに、秋さけ資源が一日でも早く回復することを強く願っております。

また、これからの季節は、すけとうだら漁などの冬漁が最盛期を迎え、年末に向け、大変厳しい時期となります。

どうか、海難事故には十分注意するよう、浜でのご指導をお願いしたいと思っております。

さて、本日、ご審議をいただく議案は、「定置漁業の免許申請について」、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等 について」、「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」の三件と、報告事項が一件ございます。

委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶といたします。

北 局 長

本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。渡島管内さけ・ます増殖事業協会及び渡島定置漁業協会 柳元専務 さま

柳元専務

柳元です、よろしくお願いいたします。

北 局 長

渡島総合振興局産業振興部水産課、有馬 課長 さま

有馬課長

有馬です、どうぞよろしくお願いいたします。

北 局 長

同じく、漁業管理係、高尾係長 さま

高尾係長 高尾です、よろしくお願ひします。

北 局 長 同じく、吉田 技師 さま

吉田技師 吉田です、よろしくお願ひします。

北 局 長 以上でございます。

阿部会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願ひします。

北 局 長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。
総委員15名中、13名の出席となっております。
若山委員、高津委員が欠席となっております。

阿部会長 総委員数15中、13名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。

阿部会長 次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。
山下委員さんと佐々木委員さんにお願ひしたいと思ひます。
よろしくお願ひします。

(議案第1号)
阿部会長 それでは、さっそく議案第1号の「定置漁業の免許申請について」を事務局より説明いたします。

北 局 長 失礼ですが、座って説明させていただきます。
資料1の1をご覧ください。令和5年11月21日付けで、北海道知事より定置漁業の免許申請について、諮問がありました。
内容は、漁業法第69条第1項の規定により定置漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により当委員会の意見を聴くものでございます。
続きまして、資料1の2をご覧ください。
渡島海区における第15次定置漁業権免許申請総括表です。
令和5年9月29日付け北海道告示第11336号で告示された、海区漁場計画に係る定置漁業の免許申請数を取りまとめたものでございます。
告示された171件の漁場に対し、各1件、計171件の免許申請がありました。
続きまして、資料1の3をご覧ください。
根拠法令の抜粋になります。
漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっております。
同法第71条第1項第1号から第4号には、知事が免許をしない場合が規定されており、諮問のあった案件について、これに該当する旨の意見を知事に述べようとするときは、同条第5項の規定により、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえで、この旨の意見を述べることとなります。

第71条第1項の第1号には、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合と規定されています。

第72条第1項には、漁業権者が自ら漁業を営む「個別漁業権」の適格性が規定されており、定置漁業権はこれに該当します。

第72条第1項各号については、第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、第2号は、暴力団員等であること、第3号は、法人であって役員又は漁業法施行令で定める使用人のうちに第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるものであること、第4号は、暴力団員等が事業活動を支配する者であることとなっております。

この第1号から第4号のいずれかに該当する場合は適格性を有しない者となります。

免許をしない場合の第71条に戻りまして、第71条第1項第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されています。

海区委員会では、申請者が第72条第1項第1号から4号のいずれかに該当し、「適格性を有しない者」に該当するか否か、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否かを、漁場番号毎に申請者1件ずつご審議いただくこととなります。

最後に、漁業権の免許申請に係る審議についてですが、漁業法第146条の規定により、「海区漁業調整委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事件については、議事に参与することが出来ない」とされています。

これは、審議の中立性が確保されていないとの疑義が生じることのないよう、適切な運営に努める必要があるためであり、漁業法第146条の規定に該当する委員さんにあつては当該議事に委員として出席することが出来ませんので、ご了解願います。

なお、第146条但し書きでは、委員会の承認があつた場合には、決定に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言することはできます。

また、委員外の立場として当該議事を傍聴することは、認められていますことを申し添えます。

以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から漁業法第146条の規程について説明がありましたが、これに該当する委員さんがおられましたら、事務局から報告願います。

北局長

それでは、報告させていただきます。
長さけ・かれい・すけとうなら定第1号から第23号にかかります、高野委員さん。
知さけ・かれい定第1号及び第2号にかかります、西山委員さん。
以上2名の委員さんが該当いたします。
以上です。

阿部会長 高野委員さんと西山委員さんについては、該当する漁場の審議に加わる
ことができませので、ご了承ください。
なお、漁業法第146条但し書きに基づき、該当する漁場の議事の審議になり
ましたら、委員外という立場で、その場で傍聴することを認めたいと思いま
すが、ご意義ございませんか。

各委員 「異議なし」の声

阿部会長 それでは、そのようにいたしますので、よろしくお願ひします。
では、「定置漁業免許申請一覧表」について、事務局より説明願ひます。

北局長 それでは、資料1の4「定置漁業免許申請一覧表」について、ご説明させて
いただきます。
この審査表は上から漁場番号、申請者、申請態様、添付書類、申請受付日、
北海道における審査状況が記載されております。
道の書類審査では、いずれの申請も申請の内容に不備がなく、申請期間内
に到達しており、適切に申請されており、申請書類等から、道の書類審査で
は、いずれの申請も漁業法第71条第1項各号の免許をしない場合には該当しな
いと考えられております。
下段は、海区委員会の審議結果を記載する欄となっており、漁業法第71条
第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」
の該当の有無を記載することとなります。
これに「該当しない」場合が、適格性を有することになります。
なお、審議にあたりましては、申請者が「該当する」または「該当しない」
のかをハッキリ発言いただきますよう、お願ひいたします。
以上です。

阿部会長 ただいま、事務局から説明のあったことについて、なにかご質問はありま
すか。

各委員 「ありません」の声

阿部会長 それでは、申請者の適格性の審議に入りたいと思ひます。
審議にあたり、事務局から漁場ごとに申請者の説明がありますので、審議
にあたりましては、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1
項の「免許の適格性を有しない者」について、申請者が「該当する」または
「該当しない」のかをハッキリ発言いただきますようお願いいたします。
なお、次の説明に係る漁場は高野委員さんの長さけ・かれい・すけとうだ
ら定第1号から第23号に係る審議となりますので、高野委員さんはその場で傍
聴をお願ひしたいと思ひます。
それでは、事務局から説明願ひます。

北局長 それでは、ご説明いたします。
資料1の4、1ページをご覧願ひます。

長万部漁協の関係ですが、長さけ・かれい・すけとうだら定第1号から第23号まで、「高野 勇一」ほか146名による申請でございます。
共同申請者は、資料1の5の1ページから3ページに記載のとおりです。
説明は以上でございます。

阿部会長 説明が終わりました。
長さけ・かれい・すけとうだら定第1号から第23号の申請がありました者について、該当しますか。

各 委 員 「該当しません」の声

阿部会長 それでは、該当しないということで決定します。
ここで、高野委員さんに関わる審議が終了いたしましたので、この後は委員として加わっていただきます。
次の地区について、事務局より説明願います。

北 局 長 続きまして、八雲町漁協の関係ですが、4ページから6ページになります。
八さけ・かれい・すけとうだら定第1号から第12号まで、「成田 昭」ほか9名による申請でございます。
共同申請者は、資料1の5の3ページ中ほどになります。
以上です。

阿部会長 説明が終わりました。
八さけ・かれい・すけとうだら定第1号から第12号の申請がありました者については、該当しますか。

各 委 員 「該当しません」の声

阿部会長 それでは、該当しないということで決定します。
次の地区について、事務局より説明願います。

北 局 長 続きまして、落部漁協の関係ですが、6ページから7ページになります。
八さけ・かれい・すけとうだら定第13号から第18号まで、「佐々木 祐一」ほか6名による申請でございます。
共同申請者は、資料1の5の3ページ中段になります。
以上です。

阿部会長 説明が終わりました。
八さけ・かれい・すけとうだら定第13号から第18号の申請がありました者については、該当しますか。

各 委 員 「該当しません」の声

阿部会長 それでは、該当しないということで決定します。
次の地区について、事務局より説明願います。

北 局 長 続きまして、森漁協の関係ですが、7ページから10ページになります。
森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第1号から5号は、「有限会社カネヨ
漁業」ほか2名、6号は、岩村雅美、7号から10号は、「澁谷 俊也」ほか1名。
森さけ・いか・すけとうだら定第1号から2号は、「佐々木 貢」ほか4名、3
号は、「瀬戸 涼平」ほか4名、4号は、「清水 誠二」ほか2名、5号は、「福田
賢一」ほか3名、6号は、「岩村 信也」ほか5名、7号は、「岩村 雅美」ほか3名、
以上の申請で、共同申請者は、資料1の5の3ページから4ページのとおりです。

以上です。

阿部会長 説明が終わりました。
森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第1号から第10号、森さけ・いか・
すけとうだら定第1号から第7号の申請がありました者については、該当しま
すか。

各 委 員 「該当しません」の声

阿部会長 それでは、該当しないということで決定します。
次の地区について、事務局より説明願います。

北 局 長 続きまして、砂原漁協の関係ですが、10ページから11ページになります。
森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第11号から第12号は、「坂本 洋介」。
森さけ・いか・すけとうだら定第8号から9号は、「吉岡 弘隆」ほか3名。
以上の申請で、共同申請者は、資料1の5の4ページ上段のとおりです。
以上です。

阿部会長 説明が終わりました。
森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第11号から12号、森さけ・いか・
すけとうだら定第8号から第9号の申請がありました者については、該当しま
すか。

各 委 員 「該当しません」の声

阿部会長 それでは、該当しないということで決定します。
次の地区について、事務局より説明願います。

北 局 長 鹿部漁協の関係ですが、11ページになります。
鹿まぐろ・いか・さけ定第1号は、「鹿部漁業協同組合」ほか1名。
鹿さけ・いか定第1号及び第2号は、「鹿部漁業協同組合」ほか3名。
以上の申請で、共同申請者は、資料1の5の4ページのとおりでございます。
以上です。

阿部会長 説明が終わりました、鹿まぐろ・いか・さけ定第1号、鹿さけ・いか定第1
号及び第2号の申請がありました者については、該当しますか。

各 委 員

「該当しません」の声

阿部会長

それでは、該当しないということで決定します。
次の地区について、事務局より説明願います。

北 局 長

続きまして、南かやべ漁協関係ですが、11ページから17ページになります。
まず、函まぐろ・いか・さけ定についてですが、第1号から2号は、「久二野村水産株式会社」、第3号は、「株式会社臼尻水産」、第4号、第5号は、「有限会社カネショウ張磨漁業」、第6号、第7号は、「有限会社カネマル澤中漁業」、第8号、第9号は、「有限会社マルシチ村上漁業」、第10号、第11号は、「有限会社イジルシ佐藤漁業」、第12号、第14号は、「有限会社チガイニ小田原水産」、第13号は、「有限会社ボウジョウ本間漁業」、第15号、第17号は、「株式会社イジルシ佐藤水産」、第16号は、「有限会社ヤマダイ尾上漁業部」、第18号、第19号は、「有限会社曙水産」。

続きまして、函さけ・いか定についてですが、第1号は、「雲母 幸治」、第2号、第3号は、「小川 福仁」、第4号は、「西田 直寛」、第5号は、「加我 康雄」、第6号は、「福嶋 崇」、第7号は、「加我 光一」、第8号は、「早川 敏之」、第9号は、「小松 和広」、第10号は、「酒井 浩幸」ほか1名、第11号は、「小松 晴正」、第12号は、「白石 仁」、第13号は、「石川 司」、第14号は、「株式会社ウロコ水産」、第15号は、「尾上 匠」、第16号は、「有限会社マルコメ工藤水産」、第17号及び第18号は、「有限会社ヤマサン濱田水産」。

以上の申請で、共同申請者は、資料1の5の4ページのとおりでございます。
以上です。

阿部会長

説明が終わりました。
函まぐろ・いか・さけ定第1号から第19号、函さけ・いか定第1号から第18号の申請がありました者については、該当しますか。

各 委 員

「該当しません」の声

阿部会長

それでは、該当しないということで決定します。
次の地区について、事務局より説明願います。

北 局 長

続きまして、えさん漁協の関係ですが、18ページになります。
函まぐろ・いか・ぶり・さけ定第1号及び第2号は、「株式会社ツガイナカ中村漁場」、函いか・ぶり・さけ定第1号から第4号は、「えさん漁業協同組合」
以上です。

阿部会長

説明が終わりました。
函まぐろ・いか・ぶり・さけ定第1号、第2号、函いか・ぶり・さけ定第1号から第4号の申請がありました者については、該当しますか。

各 委 員

「該当しません」の声

阿部会長	それでは、該当しないということで決定します。 次の地区について、事務局より説明願います。
北局長	戸井漁協関係ですが、19ページになります。 函いか・さけ定第1号、第2号及び函さけ定第1号は、「戸井漁業協同組合」。 以上です。
阿部会長	説明が終わりました。 函いか・さけ定第1号、第2号、函さけ定第1号の申請がありました者については、該当しますか。
各委員	「該当しません」の声
阿部会長	それでは、該当しないということで決定します。 次の地区について、事務局より説明願います。
北局長	銭亀沢漁協関係ですが、19ページから20ページになります。 函さけ定第2号から第5号は、「銭亀沢漁業協同組合」 以上です。
阿部会長	説明が終わりました。 函さけ定第2号から第5号の申請がありました者については、該当しますか。
各委員	「該当しません」の声
阿部会長	それでは、該当しないということで決定します。 次の地区について、事務局より説明願います。
北局長	函館市漁協関係ですが、20ページから21ページになります。 函さけ定第6号は、「有限会社カネオク水産」、第7号から第9号は、「齋藤 竜太」ほか2名、第10号から第13号は、「竹内 唯仁」ほか5名、以上の申請で、共同申請者は、資料1の5の5ページのとおりでございます。 以上です。
阿部会長	説明が終わりました。 函さけ定第6号から第13号の申請がありました者については、該当しますか。
各委員	「該当しません」の声
阿部会長	それでは、該当しないということで決定します。 次の地区について、事務局より説明願います。
北局長	上磯郡漁協の関係ですが、21ページから28ページになります。 まず、北斗さけ・いわし定ですが、第1号は、「深井 彰一」、第2号は、「金澤 行雄」、第3号は、「石崎 英明」、第4号は、「金澤 秀美」、第5号は、「田島

栄晴」、第6号は、「石崎 紀美子」、第7号は、「岡村 篤」ほか1名、第8号は、「金澤 文雄」、第9号は、「畠山 哲幸」、第10号は、「堂端 明」ほか1名、第11号は、「富田 一志」ほか1名、第12号は、「山崎 智光」、第13号は、「小田 征實」、第14号は、「坂見 英一郎」ほか1名、第15号は、「山崎博康」、第16号は、「平田 芳臣」、第17号は、「木村 直史」、第18号は、「山崎 幸子」、第19号は、「加藤 佑基」、第20号は、「瀧本 正幸」、第21号は、「石崎 純也」ほか1名、第22号は、「山本 尚幸」、第23号は、「濱谷 重美」ほか1名、第24号は、「菊池 金吾」、第25号は、「藤井 勝義」、第26号は、「菊池 慎吾」、第27号は、「品田 靖」、第28号は、「坂見 英幸」、第29号は、「坂本 健」ほか1名、第30号から第35号は、「田村 均」ほか21名、第36号から第38号は、「高森 茂貴」ほか9名。

続きまして、27ページからの木さけ・かれい定ですが、第1号から第3号は、「新井田 征人」ほか22名。

28ページの知さけ・かれい定については、西山委員さんにかかる議事となりますので、次の説明とさせていただきます。

以上の申請で、共同申請者は、5ページから6ページのとおりです。
以上です。

阿部会長 説明が終わりました。
北斗さけ・いわし定第1号から第38号、木さけ・かれい定第1号から第3号の申請がありました者については、該当しますか。

各 委 員 「該当しません」の声

阿部会長 それでは、該当しないということで決定します。
次は、西山委員さんにかかわる、知さけ・かれい定第1号から第2号に係る審議になりますので、西山委員さんは、その場で傍聴をお願いいたします。
それでは、事務局より説明願います。

それでは28ページになります。
知さけ・かれい定第1号及び第2号は、「西山 武雄」ほか56名。
以上の申請で、共同申請者は、資料1の5の6ページから7ページのとおりです。
以上です。

阿部会長 説明が終わりました。
知さけ・かれい定第1号及び第2号の申請がありました者については、該当しますか。

各 委 員 「該当しません」の声

阿部会長 それでは、該当しないということで決定します。
ここで、西山委員さんに関わる審議が終了しましたので、この後は委員として加わっていただきます。
次の地区について、事務局より説明願います。

北 局 長 続きます、福島吉岡漁協の関係地区ですが、28ページになります。福さけ・かれい定第1号及び第2号は、「中島 正樹」ほか1名。以上の申請で、共同申請者は、資料1の5の7ページのとおりです。以上です。

阿部会長 説明が終わりました。福さけ・かれい定第1号及び第2号の申請がありました者については、該当しますか。

各 委 員 「該当しません」の声

阿部会長 それでは、該当しないということで決定します。次の地区について、事務局より説明願います。

北 局 長 松前さくら漁協の関係ですが、29ページになります。松さけ定第1号は「三浦 昭雄」、松ほっけ・かれい・さけ定第1号及び第2号は、「中江 勝弘」ほか1名。以上の申請で、共同申請者は、資料1の5の7ページのとおりです。以上です。

阿部会長 説明が終わりました。松さけ定第1号、松ほっけ・かれい・さけ定第1号及び第2号の申請がありました者については、該当しますか。

各 委 員 「該当しません」の声

阿部会長 それでは、該当しないということで決定します。これで全ての申請者に係る審議が終わりました。全ての申請者に対して漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当するとの発言が無かったことから、全申請者について適格性があり、また、免許しない場合には該当しないものとして、知事に答申することで、ご意義ありませんか。

各 委 員 「異議なし」の声

阿部会長 ご意義がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2号)
阿部会長 それでは、次に議案第2号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を振興局から説明をお願いします。

高尾係長 失礼ですが、座ってご説明させていただきます。本日、諮問させていただく案件については、許可の有効期間が満了する知事許可漁業の一斉更新にあたり漁業法第58条において読み替えて準用する同

法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご意見を求めるものでございます。

今回、対象となる漁業は本庁処分の「小型さけ・ますはえ縄漁業」の太平洋海域とべにずわいがに「かにかご漁業」の日本海南部海域の2件。

次に本庁で策定している「すけとうだら固定式刺し網漁業」の道南太平洋海域と日本海海域と「すけとうだらはえ縄漁業」の日本海海域の3件。

最後に振興局処分の「小型底引き網漁業」1件の合計で6件となっております。

それでは、一括してご説明します。

まず資料2の1をご覧ください。

「小型さけ・ますはえ縄漁業」についてです。

1ページ目は諮問文となっております。

2ページ目をご覧ください。

こちらが告示案となります。

当漁業の海域については、渡島管内、胆振管内、日高管内、釧路十勝管内、及び根室管内が関係しておりますが、今般の諮問につきましても、釧路十勝管内及び根室管内の許可の一斉更新に係るものです。

(1)漁業種類は「小型さけ・ますはえ縄漁業」、(2)操業区域は「記載のとおり」となっており、(3)漁業時期は「4月15日から7月7日まで」、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「10隻」、(5)船舶の総トン数は「5トン未満」、(6)漁業の資格を営む資格は、「十勝、釧路及び根室振興局管内に住所を有するもの」となっております。

内容については、現行許可から変更はございません。

申請すべき期間は、令和6年2月1日から同年3月1日までを予定しております。

その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。

次に資料2の2をご覧ください。

べにずわいがに「かにかご漁業」についてです。

1ページ目は諮問文となっております。

2ページ目をご覧ください。

こちらが告示案となります。

(1)漁業種類は「かにかご漁業(べにずわいがに)」、(2)操業区域は「日本海南部海域」と「渡島・檜山管内の共同漁業権区域」となります。

詳細については、記載のとおりで、3ページに操業区域概要図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

(3)漁業時期は、「3月1日から8月31日まで」で、渡島総合振興局管内共同漁業権漁場区域の一部が「3月1日から6月30日まで」となっております。

(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、記載のとおり、渡島・檜山で各1隻。

(5)船舶の総トン数は、「200トン未満」、(6)漁業の資格を営む資格は、両海域とも「渡島総合振興局管内または、檜山振興局管内に住所を有するもの」となり、内容については、現行の許可から変更はございません。

申請すべき期間は、令和5年12月20日から令和6年1月19日までを予定しております。

その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる 振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。

次に資料2の3をご覧ください。

1ページ目は諮問文となっております。

関係漁業は道南太平洋海域のすけとうだら固定式刺し網漁業についてですが、対象は令和6年3月31日に許可の有効期間を迎え、一斉更新される日高管内の漁業許可分のみとなります。

2ページ目をご覧ください。

こちらが告示案となります。

内容は記載されているとおりで、(4)の許可または起業の認可をすべき船舶等の数と許可又は企業の認可を申請すべき期間以外については、現行の許可からの変更点はございませんので、変更点のみ説明いたします。

それ以外の部分については、後ほど御目通しをお願いします。

まず、(4)「船舶等の数」について、表の右側にあります「許可区分」ごとに説明致します。

許可区分(5)11隻から10隻、許可区分(6)1隻から2隻、次のページになります、許可区分(14)80隻から79隻、許可区分(16)、17隻から16隻 とそれぞれ変更があります。

また、操業区域が道南東部太平洋海域のみだった許可区分については、申請予定者がいなかったため削除されております。

次に、申請すべき期間については、「令和6年2月1日から令和6年3月1日」までを予定しております。

次に資料2の4をご覧ください。

1ページ目は諮問文となっております。

関係漁業は日本海海域のすけとうだら固定式刺し網漁業とすけとうだらはえ縄漁業についてですが、対象は令和6年3月31日に許可の有効期間を迎え、一斉更新される後志及び宗谷管内の漁業許可分のみとなります。

2ページ目をご覧ください。

こちらが告示案となります。

内容は記載されているとおりで、現行の許可からの変更点はございません。

詳細については、後ほど御目通しをお願いします。

申請すべき期間については、「令和6年2月1日から令和6年3月1日」までを予定しております。

最後になります。資料2-5をご覧ください。

振興局処分の小型機船底びき網漁業手繰第三種についてです。

1ページ目は諮問文となっております。

2ページ目をご覧ください。

当該漁業については、操業の時期に応じて有効期間を定めており、今回の公示では有効期間が満了となる許可区分4件について公示するものです。

許可の内容に変更はありませんが、順に説明致します。

(1) 漁業種類は「小型機船底びき網漁業手繰第三種」、カッコ書きで対象種を記載しております。

(2) 操業区域は、「渡海共第38号、第11号、第9号共同漁業権漁場区域」です。

(3) 漁業時期は、「第38号、あかざらがい」「第38号ほたてがい」が毎年、4

月1日から翌年3月31日まで、「第11号、ほたてがい」が1月1日から12月31日まで、「第9号、えぞわすれがい」が3月1日から11月30日までとなっており、説明しましたすべての漁業について、但し書きで、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内としております。

(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「定めない」、(5)船舶の総トン数は「10トン未満」、(6)漁業の資格を営む資格としては、アとして、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」、イとして、「操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者」としております。

申請すべき期間は、毎月1日から末日まで、随時、申請を受け付ける内容となっております。

その他、備考欄に、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。説明は、以上でございます。

阿部会長

ただいま、振興局から議案第2号に関する説明がありました。
このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第3号)

阿部会長

続きまして、議案第3号の「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」を事務局より説明いたします。

北局長

それでは、資料3をご覧ください。
1ページ目が、知事からの諮問文となります。
漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和6年1月から12月までを管理期間とする「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」の3種で、定める内容は2ページの別紙1のとおりです。
併せて、令和6管理年度の「さんま」及び「まいわし太平洋系群」の、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものでございます。

まず、令和6管理年度における漁獲可能量及びその配分について、ご説明いたします。

2ページ目に知事が定め、公表しようとする、知事管理漁獲可能量案が示されております。

詳細につきまして、魚種ごとに順次説明して参ります。

それでは、4ページをご覧ください。

これは、11月2日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものでございます。

まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の11万8千131トンとなっております。

そのため、今年6月に一度令和5管理年度の漁獲可能量の変更を行ったところでありますが、この管理措置は令和6管理年度についても同様となり、北海道には4,800トンが配分されております。

なお、今年状況について補足すると、配分量については、昨年11月に改訂された、全んま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われることとなっており、北海道に対しては4,800トンが配分されておりますが、今年オホーツク海での漁獲が積み上がったことにより、11月2日に漁獲可能量の追加配分が行われたところであります。

本件に関しては、来年開催予定のNPFC年次会合で新たな管理措置が採択された場合は、変更される可能性がある旨ご了承いただきたいとのことです。

次に、まあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われております。

太平洋系群のMSYを達成する親魚量は6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2022年の平均親魚量は2万6千トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態となっております。

一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、限界管理基準値は10万7千トン、2022年の平均親魚量は28万8千トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和6管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値16万6千800トンが、令和6年のTACとして設定されております。

また、TACは大臣管理と都道府県知事管理に配分されますが、大臣管理漁業への配分が5万9千100トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「現行水準」となっております。

続いて、まいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、限界管理基準値は48万7千トン、2022年の平均親魚量は、240万5千トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和6管理年度のTAC配分については、11月2日の水産政策審議会資源管理分科会で変更された漁獲シナリオにより算定された、97万1千トンが、令和6年のTACとして設定されております。

なお、今年行われたステークホルダー会合での意見等を踏まえ、令和6管理

年度からの2年間、漁獲圧力に乗じる係数 $\beta = 1.3$ の漁獲管理規則を適用することとなっております。

太平洋系群は、大臣管理漁業への配分が63万6千200トン、北海道の知事管理量は、前年より5千800トン少ない3万2千800トンの設定となっております。

大中型まき網漁業による北海道沖での操業では、法に基づくIQ管理が行われており、IQ管理区分は期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、大臣管理漁業への配分は66万5千400トンとなっております。

全体のTACが増え、北海道の配分が減ったのは、令和6管理年度から配分の基礎となる漁獲シェアが更新され、新たに令和2年から令和4年までの漁獲実績を反映することとなったためです。

なお、国ではマイワシのTACの15%14万5千700トンを留保しておりますが、IQ管理区分への追加配分により留保は11万6千500トンとなっております。

この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じいように、速やかに対応するため措置されているものです。

次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。

まず、さんまについて、5ページをご覧ください。

配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準としております。

なお、国から配分された4,800トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、1,600トンが上乘せされており、これは全て「さんま漁業」に配分することとなります。

さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により4千700トン配分されております。

続いて、6ページをご覧ください。

まあじについてですが、「まあじ」への配分は国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、これまで同様、「現行水準」として全道で管理区分を分けず管理するものでございます。

次に、7ページの「まいわし」をご覧ください。

国から北海道に示された数量のうち、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用や、ロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」に2万5千トン、令和4管理年度と同量の配分となります。

「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業での採捕が大半を占めておりますが、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。

なお、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載していますが、近年3カ年では、令和3年の2万8千722トンが最も多くなっております。その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の待ち網漁業による採捕量が全道その他漁業採捕量の9割以上、まいわしの採捕量全体で見ても6割を超える状況となっておりますので、道全体のTACが超えることがないように適切に管理を行うとのことです。

続きまして、資料が戻りますが、3ページの別紙2をご覧願います。
「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」になります。
1の背景ですが、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、さんま及びまいわし太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴き同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

2の今後の取扱いですが、さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えているとのことです。

また、まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針において、予め定めた方法により配分することとしておりますが、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとし、これについても知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えてるとのことです。

最後に、8ページをご覧願います。

参考として、「令和5年と令和6年の配分量の比較について」を添付しております。

また、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願えればと思います。

説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第3号に関する説明がありました。
このことについて、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(報告事項)

阿部会長

次に、報告事項に入らせていただきます。
「定置漁業権に係る資源状況等の報告について」事務局より説明いたします。

北 局 長

それでは、報告1の資料をご覧ください。

知事から報告のありました、令和4年度の定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告になります。

これは、漁業法第90条第1項の規程により、知事が漁業権者から資源管理の状況等の報告を受け、同条第2項の規程により、当委員会に報告されたものでございます。

報告の対象件数は192件、報告の内容は、2ページ以降の別紙のとおりです。

それでは、2ページをご覧ください。

漁業権毎に報告の内容を記載しております。

報告の内容は、漁業法施行規則第28条第2項、各号に定められた、漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理に関する取組の実施状況、操業日数や漁獲量その他の漁場の活用の状況、その他の必要な事項、これらについて、知事が必要と判断した内容について、意見を付して報告されるものでございます。

まず、漁業権の種類ですが、定置漁業権、免許番号は記載のとおり、報告の対象となる期間は、令和4年度漁期、資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業者から報告を受けた内容などから、確認した結果が記載されております。

その結果、報告対象件数192件のうち、171件はいずれも、適切に資源管理に取り組みられていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。

それでは、11ページをご覧ください。

「適切かつ有効に漁場が活用されていると認められない」残りの21漁場について抜粋しております。

上から、15件は、合理的な理由が無く休業しており、適切かつ有効に漁場が活用されているとは認められませんが、その休業は漁業権者の責によるものと認められないと判断されております。

残り6件については、今年度廃業となっております。

説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から報告がありましたことについて、何かご質問はありますか。

各 委 員

「ありません」の声

阿部会長

さて、本日本日予定されていた議案は全て終了いたしました。そのほか何かございませんか。

各 委 員

「ありません」の声

阿部会長

何もないようですので、本日の委員会は終了いたします。
本日はご苦労さまでした。

以 上